

公立大学法人神戸市看護大学名誉教授称号授与等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2023年1月10日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第16号

公立大学法人神戸市看護大学名誉教授称号授与等に関する規程（2019年4月規程第50号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(授与手続)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の規定に基づく発議があったときは、学長は、<u>公立大学法人神戸市看護大学総務・評価委員会</u>（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。</p> <p>3, 4 略</p>	<p><u>公立大学法人神戸市看護大学人事委員会</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。